

# 歯科口腔保健に関する最近の動向

厚生労働省 医政局歯科保健課  
歯科口腔保健推進室

1. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の  
最終評価等の進め方について

2. 令和3年度予算案について

1. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の  
最終評価等の進め方について

2. 令和3年度予算案について

# 歯科口腔保健の推進に関する法律の概要（平成23年8月10日公布・施行）

## 目的（第1条関係）

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効
- 国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

## 基本理念（第2条関係）

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

## 責務（第3～6条関係）

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、各々の責務を規定

## 国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条関係）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

## 実施体制

基本的事項の策定等（第12,13条関係）

財政上の措置等（第14条関係）

口腔保健支援センター（第15条関係）

# 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要（平成24年7月23日厚生労働大臣告示）

## 【趣旨】

・歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として本基本的事項を策定

## 【位置づけ等】

・健康日本21(第2次)等と調和を保ち策定  
・平成29年度：中間評価  
・平成34年度：最終評価

## 基本方針、目標等

- ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ② 歯科疾患の予防
- ③ 口腔機能の維持・向上
- ④ 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

## 都道府県、市町村の基本的事項策定

・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

## 調査、研究に関する基本的事項

・調査の実施及び活用 ・研究の推進

## その他の重要事項

・正しい知識の普及 ・人材確保、資質向上  
・連携及び協力

歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上に寄与

# 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（概要）

乳幼児期・学齢期	う蝕は減少傾向だが、う蝕有病者率は高い水準にあり、社会経済的な要因による健康格差が生じている。エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチの推進が必要。
成人期	歯肉炎・歯周炎を有する者の割合は改善が見られず、更なる実態把握及び対策の検討が必要。
高齢期	8020達成者が増加している一方、う蝕及び歯周病の有病者率は増加傾向。幅広い実態把握及びそれを踏まえた取組の検討が必要。

## ○口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 厚生労働科学研究班や専門家等の意見を参考に、健康格差の具体的な評価指標や評価手法等を定める。
- 先行研究や既存のデータを活用し、う蝕有病者率の市区町村別の地域差の推移等を追跡し、健康格差の実態に関する参考とする。
- 歯周病の有病者率や健康行動、学校におけるフッ化物洗口の実施率等をアウトカムとした地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けエビデンスに基づく効果的な取組を推進する。

## ○歯科疾患の予防

- う蝕に関し、乳幼児期及び学齢期の状況は改善傾向だが、いずれのライフステージにおいても依然う蝕有病者率は高い水準にあるため、継続的な歯科疾患の予防に関する取組を検討しつつ、フッ化物の継続的な応用等、すべての人々に効果的なう蝕予防策を推進する。
- 歯周病に関し、傾向が変動的であり、その原因が明らかではないため、実態を正確に把握し、原因を明確にした上で最終評価を行う。
- 幼少期・学齢期から、予防への関心を高め、効果的なセルフケアや定期的なプロフェッショナルケアの促進など、一次予防を強化するための取組を進めるとともに、原因の一つである喫煙への対策が重要。

## ○生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- 昨今、口腔機能低下に関する重要性が広く認識されつつあることから、令和4年度以降に設定すべき目標を念頭に置き、咀嚼機能等を含めた口腔機能に関する指標・評価の検討を進める。
- 口腔機能の維持・向上に関するポピュレーションアプローチのあり方について、エビデンスを構築し、検討する。

## ○定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

- 今後さらに高齢者人口が増加していくことを踏まえ、地域包括ケアシステムにおける効果的・効率的な歯科保健サービスを提供する。
- 口腔内の環境の改善が全身の健康状態にも寄与することを踏まえ、要介護者等の口腔内の評価に必要な視点を整理し、口腔内の実態把握を適切に行う。
- 障害者(児)への定期的な歯科検診及び歯科医療の提供のため、国、都道府県、市区町村単位で関係部局と連携した施策・取組を推進する。

## ○歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 母子保健や高齢者保健などの関係行政分野と連携し、ライフステージに応じた横断的な施策の取組を中長期的な視点で検討する。
- 令和4年度以降に設定する目標の検討とあわせて、歯科健診に関するデータ収集を行うとともに、効果的・効率的に歯科疾患の一次予防を推進していくための環境整備を行う。
- 成人期以降においても、地域や職域の取組を活用し、定期的な健診の受診促進のための取組を推進する。
- 8020運動に続き、国民の歯の健康づくり運動を推進していくための次期目標設定に向け、適切な実態把握、課題の整理及びエビデンスの構築を進める。



厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書がとりまとめられたことを踏まえ、基本的事項の一部を改正（令和元年11月26日）

項目	策定時の現状	直近の実績値	【改正前】目標値（平成34年度）	【改正後】目標値（令和4年度）
○ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%（平成17年）	74.4%（平成28年）	70%	<b>80%</b>
○ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%（平成17年）	51.2%（平成28年）	50%	<b>60%</b>
○ 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県（平成21年）	26都道府県（平成27年）	23都道府県	<b>47都道府県</b>
○ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県（平成23年）	28都道府県（平成28年）	28都道府県	<b>47都道府県</b>
○ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県（平成24年）	43都道府県（平成29年）	36都道府県	<b>47都道府県</b>

# 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項①

## 歯科疾患の予防における目標

### (1) 乳幼児期

  : 「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1% (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	83.0% (平成27年 厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	90% (平成34年度)

### (2) 学齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6% (平成23年学校保健統計調査)	64.5% (平成28年学校保健統計調査)	65% (平成34年度)
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1% (平成17年歯科疾患実態調査)	19.8% (平成28年歯科疾患実態調査)	20% (平成34年度)

### (3) 成人期(妊産婦である期間を含む。)

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年国民健康・栄養調査)	27.1% (平成26年国民健康・栄養調査)	25% (平成34年度)
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年歯科疾患実態調査)	44.7% (平成28年歯科疾患実態調査)	25% (平成34年度)
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3% (平成17年歯科疾患実態調査)	35.1% (平成28年歯科疾患実態調査)	10% (平成34年度)
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年歯科疾患実態調査)	73.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	75% (平成34年度)

### (4) 高齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6% (平成17年歯科疾患実態調査)	34.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	10% (平成34年度)
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年歯科疾患実態調査)	62.0% (平成28年歯科疾患実態調査)	45% (平成34年度)
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年歯科疾患実態調査)	74.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	70%→80% (平成34年度)
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年歯科疾患実態調査)	51.2% (平成28年歯科疾患実態調査)	50%→60% (平成34年度)

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項②

### 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

  : 「健康日本21(第2次)」と重複しているもの

#### (1) 乳幼児期及び学齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3% (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	12.3% (平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	10% (平成34年度)

#### (2) 成人期及び高齢期

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4% (平成21年国民健康・栄養調査)	72.6% (平成27年国民健康・栄養調査)	80% (平成34年度)

### 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

#### (1) 障害者・障害児

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% (平成23年厚生労働科学特別研究)	62.9% (平成28年厚生労働科学特別研究)	90% (平成34年度)

#### (2) 要介護高齢者

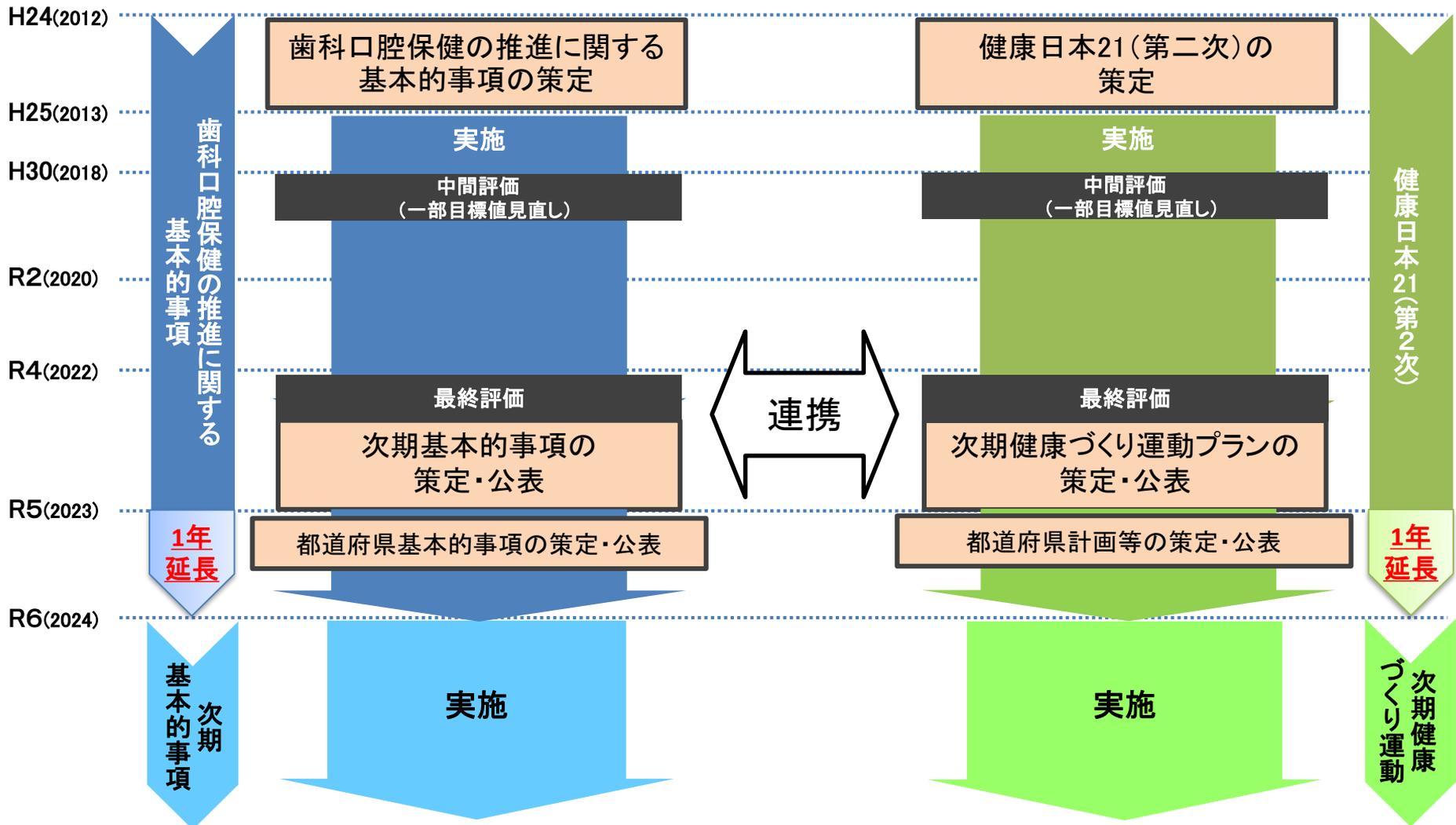
項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2% (平成23年厚生労働科学特別研究)	19.0% (平成28年厚生労働科学特別研究)	50% (平成34年度)

### 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

項目	策定時の現状	中間評価時の実績値	目標
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年国民健康・栄養調査)	52.9% (平成28年国民健康・栄養調査)	65% (平成34年度)
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	26都道府県 (平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	23都道府県 →47都道府県 (平成34年度)
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県 (平成23年学校保健統計調査)	28都道府県 (平成28年学校保健統計調査)	28都道府県 →47都道府県 (平成34年度)
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県 (平成24年厚生労働省歯科保健課調べ)	43都道府県 (平成29年厚生労働省歯科保健課調べ)	36都道府県 →47都道府県 (平成34年度)

# 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて

一部改変

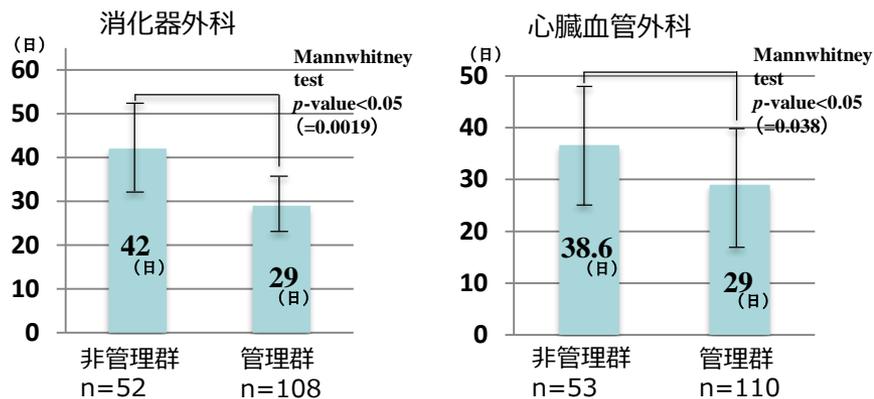


1. 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の  
最終評価等の進め方について

2. 令和3年度予算案について

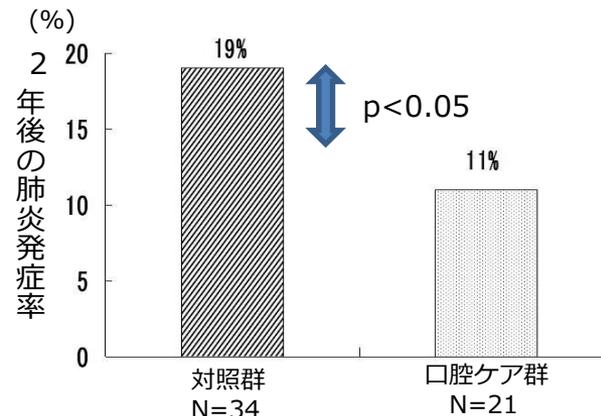
# 口腔の健康と全身の健康に関する施策の方向性等

入院患者に対する口腔機能の管理により  
在院日数の削減効果が統計学的に有意に認められた。



平成25年11月22日 中医協専門委員提出資料より抜粋

要介護者に対する口腔ケア実施群では、2年間における  
肺炎の発症率が統計学的に有意に低かった。



Yoneyama T, Yoshida Y, Matsui T, Sasaki H: Lancet354(9177), 515, 1999.

## 口腔の健康と全身の健康は深い関係を有する

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日公布) (抄)  
(附 則)

第二条 政府は、肺塞栓症、感染性心内膜炎、末期腎不全その他の通常の循環器病対策では予防することができない循環器病等に係る研究を推進するとともに、その対策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるほか、歯科疾患と循環器病の発症との関係に係る研究を推進するものとする。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、2020年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

# 歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化

令和3年度予算案 1,266百万円  
(1,180百万円)

## 主な事業

### ① 8020運動・口腔保健推進事業

730,981千円 (706,401千円)

・8020運動推進特別事業：8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に揚げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

・都道府県等口腔保健推進事業：地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成等に対する支援を行う。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、地域間の格差解消等の観点から歯科口腔保健の推進体制の強化等の支援対象となる市町村を拡充するとともに、食育を推進する取組の支援について、保健所設置市以外の市町村にも対象を拡大する。

・歯科口腔保健支援事業：地域でのシンポジウムの開催など、国民に対する歯科口腔保健の普及活動を推進する。

### ② 歯科健康診査推進事業

125,499千円 (150,273千円)

・効果的な健診方法等に係る内容の調査・検証等

### ③ 歯科疾患実態調査

86,311千円 (新規)

・我が国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第二次）」等の基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に実施する調査であり、令和3年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して実施する。

### ④ 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業

65,835千円 (65,835千円)

・自治体等において効果的・効率的で普及・定着させることができる一次予防施策等のコミュニティモデルの提案等（①う蝕対策②歯周病対策③口腔機能低下等の対策）

### ⑤ 歯科医療提供体制推進等事業

15,073千円 (15,073千円)

・「歯科保健医療ビジョン」において提言された歯科保健医療提供体制を構築するため、自治体等における効果的な事業の収集・評価を行い、好事例を全国に展開

# 8020運動・口腔保健推進事業

令和3年度予算案：730,981千円  
(706,401千円)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年9月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標：50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標：90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

## 1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

〔 補助対象：都道府県  
補助率：定額 〕

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業  
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業  
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業  
ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

## 2. 都道府県等口腔保健推進事業

629,497千円(604,612千円)

地域の实情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

〔 補助率：1/2 〕

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3) 調査研究事業
  - ・歯科口腔保健調査研究事業
  - ・多職種連携等調査研究事業

〔 1)～3)の補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区 〕

- 4) 口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業

① 歯科疾患予防事業

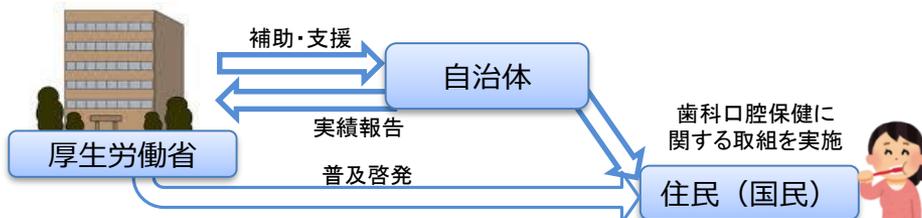
② 食育推進等口腔機能維持向上事業 (市町村にも対象を拡大・予算の拡充)

③ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

④ 歯科口腔保健推進体制強化事業 (予算の拡充)

地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

※4)の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整すること。



## 3. 歯科口腔保健支援事業

1,021千円(1,326千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。

## ○ 背景と目的

- ・歯科疾患実態調査は、昭和32年から平成23年までは6年毎に実施されていたが、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成24年厚生労働省告示第438号）において、今後の調査期間を5年毎にする旨記載されたことを受け、前回平成28年実施分より実施周期が5年に変更され、次回調査を令和3年度に実施するものである。
- ・本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第二次）」等の各基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## ○ 客体・抽出方法

平成28年調査においては、国民健康・栄養調査において設定される地区（平成22年国勢調査の調査区から層化無作為抽出された全国計475地区）からさらに抽出した150地区内の満1歳以上の世帯員を調査客体とした（ただし、熊本地震の影響により、熊本県の全域を除く）。

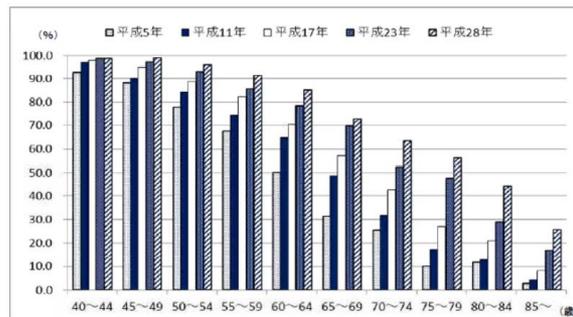
令和3年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して実施する。

（参考）平成28年実績：調査客対数約19,000人、被調査者数6,278人（うち口腔内診査受診者3,820人）

平成23年実績：調査客対数約15,000人、被調査者数4,253人

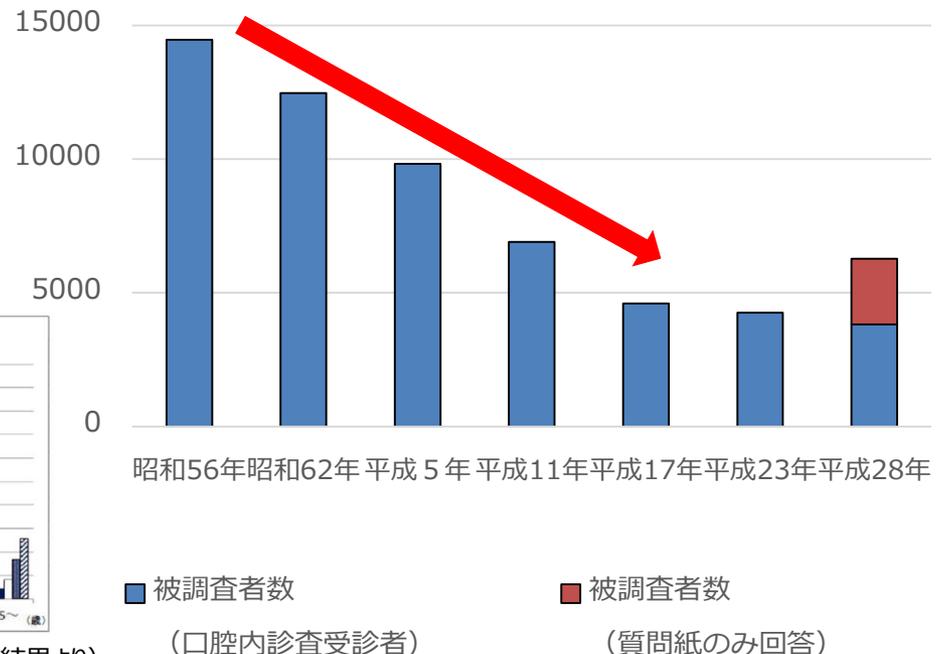
## ○ 報告を求める事項（平成28年調査実績）

- ① 性別
- ② 生年月日
- ③ 歯や口の状態
- ④ 歯を磨く頻度
- ⑤ 歯や口の清掃状況
- ⑥ フッ化物応用の経験の有無
- ⑦ 顎関節の異常
- ⑧ 歯の状況
- ⑨ 補綴の状況
- ⑩ 歯肉の状況
- ⑪ 歯列・咬合の状況



20本以上の歯を有する者の割合の年次推移（調査結果より）

被調査者数の推移



■ 被調査者数

(口腔内診査受診者)

■ 被調査者数

(質問紙のみ回答)

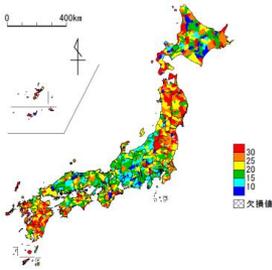
すべての国民の口腔の健康維持・向上の観点から、全ての国民の歯科疾患の原因をもとから絶ち、疾患が発生する前の状態に対してのアプローチ(一次予防)を特に強化・推進する。都道府県等による一次予防に特化した取組等の強化を通して、健康づくりに必要な環境整備を行い、個人の社会経済的要因や環境要因にかかわらず、高い水準の口腔の健康を享有することを支援する。

## 歯科疾患や歯の本数にみられる健康格差

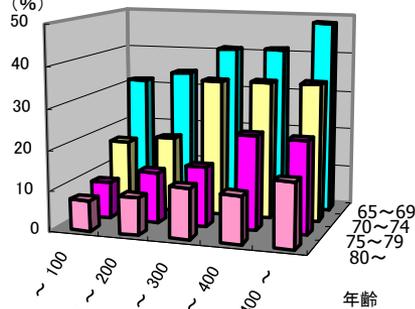
根拠に基づく  
ポピュレーションアプローチ

## 一次予防等強化推進モデル

<①3歳児う蝕有病者率>

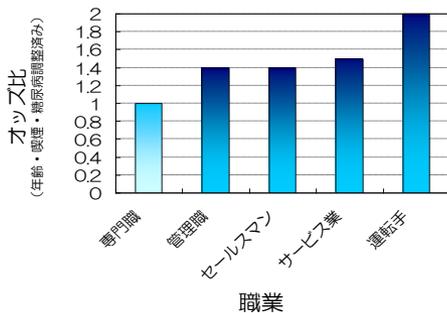


<②高齢者の歯の本数>



<③成人歯周病有病者率>

歯周病 (CP I 4) 保有のリスク 等価所得(百万)



Reference:  
①Aida J, Ando Y, Oosaka M, Niimi K, Morita M: *Community Dent Oral Epidemiol* 2008, 36(2):149-156.  
②近藤ら 検証「健康格差社会」、2007  
③Morita I, Nakagaki H, Yoshii S, Tsuboi S, Hayashizaki J, Igo J, Mizuno K, Sheiham A. Gradients in periodontal status in Japanese employed males. *J Clin Periodontol*.34(11):952-6.2007.

コミュニティで抱える歯科の課題を踏まえた、効率的・効果的な事業展開と普及・定着が可能なエビデンスレベルの高い歯科疾患の予防施策(ポピュレーションアプローチ等)の事業モデルを提案し、健康格差の縮小及び健康増進を目指す。

委託先:外部業者(シンクタンク等を想定)  
対象地区:都道府県、市区町村、企業、学校 等  
(モデルメニュー例)

う蝕対策 コミュニティモデル	歯周病対策 コミュニティモデル	口腔機能低下等対策 コミュニティモデル
<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティにおけるフッ化物応用モデル</li> <li>シーラント普及啓発モデル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科からの禁煙推進モデル</li> <li>歯間清掃グッズ使用促進モデル</li> <li>プロフェッショナルケア促進モデル 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能の低下予防によるフレイルの対策モデル</li> <li>入院患者等に対する口腔機能管理推進モデル 等</li> </ul>